

公益社団法人花巻市シルバー人材センター事務費徴収規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定める。

(事務費の徴収)

第2条 事務費はセンターの目的に賛同し、センターに仕事を発注した協力者から、仕事が完了した都度センターが徴収する。

(事務費の額)

第3条 事務費の額は、受注額（配分金に相当する額）の20パーセント以内とし、理事会において定める。

(事務費の使途)

第4条 事務費は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。